

白河市いのちを守る条例案に対する意見募集要領

1 目的

この要領は、白河市パブリックコメント手続要綱（平成21年白河市告示第165号）第3条第1項第2号アに基づき、白河市いのちを守る条例案に対する意見を募集するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間 令和8年2月19日（木）から3月6日（金）まで（16日間）

3 公表する資料

白河市いのちを守る条例（案）

4 周知方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市公式 SNS による情報発信

5 資料の入手方法

- (1) 白河市ホームページからの閲覧又はダウンロード
- (2) 健康増進課での閲覧又は配布

6 応募資格

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に勤務し、又は在学している方
- (3) 市内に事業所（事務所）を有する個人又は法人その他の団体
- (4) 白河市いのちを守る条例案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

7 意見の提出方法及び提出先

別紙様式（意見書）に条例案に対する意見、氏名（事業所名）、住所（所在地）及び電話番号の必要事項を明記し、次のいずれかの方法により提出する。なお、必要事項が記載されている場合は、任意様式による提出も可とする。ただし、匿名や電話、口頭による意見の提出は、受付しない。

- (1) 直接持参 保健福祉部健康増進課
平日の開庁時間（8：30～17：15）
- (2) 郵送 〒961-0054 白河市北中川原313番地
白河市 保健福祉部 健康増進課あて（中央保健センター）
令和8年3月6日（金）必着
- (3) ファックス 0248-24-5525（添書不要）
- (4) 電子メール 件名を「【条例案】に対する意見」として、
kenkozoshin@city.shirakawa.fukushima.jp へ送信

8 意見の取扱い

提出された意見は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個別に回答しない。
- (2) 第4号に規定する公表の際には、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）に規定する非公開情報に該当するものは除くなど個人情報に十分留意する。
- (3) 十分考慮した上で、条例案制定の意思決定を行う。
- (4) 市の考え方及び条例案の修正内容（修正する場合に限る。）については、市ホームページで公表する。